

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 7月19日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

会 長	11番	今田 義則					
副会長	1番	岩倉 節夫					
委 員	2番	白川 清茂	3番	細川 憲志	4番	林 一典	
	5番	高井 忠	6番	三原 俊雄	7番	曾我部 宗男	
	8番	鈴木 多計士	9番	藤井 清	10番	秦 守	
	12番	亀田 安信	13番	中浦 優	14番	近藤 茂義	
	15番	白川 修	16番	黒田 啓子			
	18番	山口 靖永	19番	兼若 順二			

欠席委員 1名

欠席者 17番 奥山 則国

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊		
職 員	森田 昌光	岡本 尚士	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、7月の定例会を開会します。本日、17番 奥山委員さんより欠席の届出がありますので御報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、1番 岩倉委員さん、2番 白川清茂委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が1件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3条申請 説明)

【番号1】 所有権移転(贈与) 2筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大

■申請地 造田字 畑 65 m²他 2筆 地籍合計 372 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1801 m²

■自宅から申請地までの通作距離 20 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)

発行日令和3年6月7日

■現地調査実施日令和3年7月9日

■営農計画書(様式第3号) 露地野菜を作付予定

■農作業への従事状況農作業常時従事日数年間250日

■経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 黒田委員さん、よろしくお願いします。

黒田委員 (補足説明 3-1)

16日に様へ電話をして確認しました。17日に様は様にお住まいですが、こちらに帰ってきて頂いてお話をお聞きました。経過とか内容等は、両方のお話を聞いた結果、矛盾するところはありませんでした。丁度行った時に、奥様が来られていて畑をしていました。今言ったように、10種類ぐらいの野菜作っておられて、田んぼは草がたくさん生えていましたが、草に強い野菜など工夫されているようなので、将来的には頑張っていただける感じを受けました。1反少しですが、これからまんのう町に住んで頑張りたいという意向を確認しました。以上です。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(鈴木) (4 条 説明)

番号 1 (宅地拡張) ※一部無断転用解消事案

*申請地:長尾字 田 223 m²

*農用地区域外農地～農振除外不要

*農地区分:第 2 種農地～ 集会場より東側約 100m に位置し、主要地方道 線沿いにある農地。

*申請目的:農家住宅の敷地拡張

～申請人は、令和 3 年 5 月 31 日に申請地を相続により取得しているが、本申請地は昭和 46 年頃に父親が造成して農業用倉庫用地として利用しており、農地法の手続き未了のまま現在に至っている。相続手続きにあたり、無断転用していることに気づいたことから、この度正式に法令に基づく手続きをとって、無断転用の解消を図るとともに地目を変更するためこの度の申請に至った。

*登記簿添付:申請地～1 筆

(申請地) ～令和 3 年 6 月 23 日法務局発行 (3 箇月以内)

963 番 1 ～昭和 61 年 11 月 11 日 、 に分筆

～令和 3 年 5 月 31 日 相続による所有権移転

(併せ地) ～令和 3 年 6 月 23 日法務局発行 (3 箇月以内)

963 番 3 ～昭和 41 年 5 月 6 日 、 に分筆

～令和 3 年 5 月 31 日 相続による所有権移転

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*申請地:盛土～造成済み

擁壁～計画なし

*排水計画:雨水:宅地内の溜枡を經由して東・北側水路へ放流

汚水:既存合併浄化槽から北側水路へ放流

*資金調達計画:無断転用解消事案のため、資金証明なし

*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書:まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区

*排水承諾書:地元水利組合組合長押印(長尾)

*計画地周辺における所有地一覧表添付

*無断転用に関する始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 4-1)

それではご説明致します。7 月 15 日、ご本人と電話で確認致しました。既に 県に帰っておりまして、やれる手続きは司法書士さんと近くの親戚の方に任せているということでございます。この案件につきまして 4 月中旬ごろ、娘さんが 県から来まして、5 月の連休には亡くなった 96 歳の父を連れて帰る予定だったそうです。こうしたことから、田んぼの方は今月の議案としては皆様方にご

審議頂くのですが、敷地の相続をしようとしたら、そこに田んぼの上に倉庫、納屋が建っています。無断転用の解消ということです。この事情を考慮して頂いて、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございました。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(鈴木) (5 条 説明)

番号 1 (キャンプ場) / 【売買による所有権移転】※無断転用解消事案

*申請地：川東字 [REDACTED] 畑 345 m²ほか 2 筆

併せ地 1162.35 m² (既存宅地)

*農用地区域外農地～農振除外不要

*農地区分：第 2 種農地～ [REDACTED] 集会場より北北東側約 2 km に位置し、県道 [REDACTED] 線の終点にある農地

*申請目的：キャンプ場

～譲受人は主に建設業を営んでおり、従業員は 3 人と少ないことから、協力会社数社と契約してともに助け合いながら経営している。法人の運営が現在までに軌道に乗ってきたことを機に、社員や協力会社との親睦をより一層深めるために福利厚生施設を計画して環境のいい土地を探していたところ、申請地を相続により取得したものの県外在住で土地の管理に苦慮していた譲渡人との意向が合致して、このたびのキャンプ場として申請地を利用する計画に至ったもの。また、申請地は 30 年ほど前から農地法の手続き未了のままに様々な事業に利用されており、三頭トンネルの掘削岩置場として利用する他、マスコミ等でも取り上げられたこともある「 [REDACTED] 食堂」や骨とう品、雑貨などの店舗敷地として利用され、3 年ほど前から店舗は閉鎖されて現在に至っており、建物などはそのまま残っている。

*登記簿添付：申請地～3 筆

(申請地) ～令和 3 年 6 月 27 日法務局発行 (3 箇月以内)

3111 番 ～昭和 46 年 4 月 7 日 国土調査による成果

ほか 2 筆 ～令和 2 年 3 月 31 日 相続による所有権移転

(併せ地) ～令和 3 年 6 月 27 日法務局発行 (3 箇月以内)

3112 番 ～昭和 46 年 4 月 7 日 国土調査による成果

ほか 2 筆 ～令和 2 年 3 月 31 日 相続による所有権移転

*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

*申請地：盛土：造成済み

擁壁：コンクリート擁壁設置済み

- *排水計画：雨水：自然浸透
汚水：合併浄化槽を経由して県道側溝へ放流
- *資金調達計画：預金通帳の写しを添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：土地改良区に属していない農地
- *排水承諾書：地元自治会長押印添付
- *法人登記簿、定款添付
- *施設保有状況一覧表添付
- *隣接農地関係者同意書添付
- *候補地比較検討表添付
- *無断転用に關する始末書添付

番号2（分家住宅）／【使用貸借権設定】

- *申請地：吉野下字■■■■田 267 m²
- *農用地区域外農地～農振除外不要
- *農地区分：第3種農地～役場■■■■より北東側約125mに位置しており、町道■■■■線沿いにある農地
- *申請目的：分家住宅
～借人は現在町外の借家に居住しているが、子どもの成長に伴って手狭となってきたことから、実家附近で新たな住宅を建築する計画を立てて、計画に見合う土地を探していたところ、祖父名義の申請地を宅地として使用することに同意が得られたことから、この度の転用申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～1筆
(申請地)～令和3年6月21日法務局発行(3箇月以内)
465番5～令和3年6月21日■■■■から分筆
～平成20年10月3日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
- *申請地：盛土～良質花崗土盛土 t=0.45m
擁壁～周囲コンクリート擁壁 H=1.00m～
- *排水計画：雨水：溜桝を設置、東側水路へ放流
汚水：合併浄化槽設置して東側水路へ放流
- *資金調達計画：住宅ローン事前審査結果を添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *計画地周辺における所有地一覧表添付
- *道路占用許可申請書(町受付印あり)添付
- *戸籍謄本添付(貸人、借人の関係確認)

番号3（工場敷地拡張）／【売買による所有権移転】

- *申請地：宮田字■■■■田 2125 m²ほか1筆
併せ地 41969.92 m²(現有工場用地)
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日(令和3年5月14日)
- *農地区分：第1種農地～■■■■公民館より南南東側約630mに位置し、町道■■■■線、農道■■■■線に接しており、団体営土地改良総合整備事業で換地処分されている農地
- *申請目的：工場敷地拡張(駐車場、倉庫)

～譲受人は、剥離フィルムやパッケージ製品の製造販売業を営んでおり、全国中で衛生材料を販売する大手メーカーを顧客として営業している。近年、顧客からの受注が増え続けており、現有社用地内に新工場建設が必要となり、製造量も増加することからテント倉庫の増設や従業員の駐車場用地の確保が急務となり、申請区域内で計画に見合う土地を探していたところ、ほ場整備の縁辺部で、法面が高いことで畦畔管理に苦慮していた譲渡人との意向が合致して売買による所有権移転に同意が得られたことから、申請地に倉庫 2 棟の建設と社員用の駐車場を計画してこのたびの転用申請に至ったもの

＊登記簿添付：申請地～2 筆

(申請地) ～令和 3 年 4 月 8 日法務局発行 (3 箇月以内)

1038 番 ～平成 3 年 3 月 20 日 土地改良法による換地処分

ほか 1 筆 ～平成 22 年 5 月 17 日 相続による所有権移転

(併せ地) ～令和 3 年 4 月 8 日法務局発行 (3 箇月以内)

724 番 33 ～平成 1 年 6 月 14 日 地目変更 (宅地)

ほか 18 筆 ～平成 19 年 2 月 22 日 売買による所有権移転

＊被害防除計画書添付済 (調整を了している)

＊申請地：盛土～良質花崗土盛土 $t=5.44\text{m}$

擁壁～ブロック積 (最大 5.1m)

＊排水計画：雨水：溜桝を設置して中生間川へ放流

汚水：発生なし

＊資金調達計画：金融機関の残高証明書を添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊施設等保有状況一覧表

＊隣接農地関係者同意書添付

＊駐車場利用車番一覧表添付

＊法人登記簿、定款添付

＊土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 兼若委員さん、よろしくお願いします。

兼若委員

(補足説明 5-1)

失礼します。連絡がつかなくて話をお聞きすることができなかったのですが、先ほど事務局の方から説明があった通りでございまして、■■■■さんは■■■■の方で生まれ育ってしまして、お父さんが若い時に出了ままで全く帰って来ていない状態で、40 年ぐらい前には、お祖父さんが作付けしていました。その後は何も作っていないということでございます。30 年ぐらい前に三頭トンネルの掘削の残土の埋め立てをしまして、急勾配で県道も行き止まりでして、皆さんも行ったことがあるかと思いますが、骨董市や百円ショップや百円食堂をしていたところでございます。周りに耕作している方もおられませんし、住んでいる方もおられないということで、何も問題はないと思います。キャンプ場ができれば、利用する方もおられると思います。■■■■山の登山のコースに隣になっていますし、今は登山ブームでございますので、土日とか多く利用価値があるかなと思います。後は事務局の説明通りでございますので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長

ありがとうございました。続きまして、番号 2 の担当委員 中浦委員さん、よろしくお願いします。

中浦委員 (補足説明 5-2)

先日、持ち主の[]さんと現場で話を伺いました。現場は役場からバイパスの直ぐ東でございまして、役場からも見えるところでございます。この農地は私どもの法人が預かって管理をしておりました。孫が家を建てたいので、戻してほしいと言われまして、現場で会って話をしました。詳細につきましては、事務局の説明通りでございます。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号3の担当委員 細川委員さん、よろしくお願いします。

細川委員 (補足説明 5-3)

先日、7月14日に推進委員の臼杵さんと一緒に現地確認並びに地元関係者の方に水利関係及び今後の土地利用についてお話をお伺い致しました。特に問題はないとのことでした。後は事務局の説明通りでございますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(鈴木) (非農地証明 説明)

(非農地証明願)

番号1 (山林) / 第2種農地 (宅地)

*申請地: 七箇字[] (畑) 7.78 m²

*農地区分: 第2種農地: JR[] 駅より東側約170mに位置し、町道[] 線沿いにある農地

*申請目的: 宅地

～当該申請地は、昭和27年10月21日に施行された農地法以前より隣接する宅地の一部として利用しており、地目を現況通りに変更するため、非農地証明願が提出されたもの

*登記簿添付済～令和3年6月15日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 1)

農地法の施行前から引き続き非農地であったもの

*証明: 国土地理院、地図空中写真(昭和22年11月7日撮影)

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いし

ます。番号1の担当委員、高井委員さん、よろしくお願いします。

高井委員 (補足説明 非-1)

17日に■■■さんとお会いしまして、話をお聞きしました。申請については、問題はないと思います。詳細につきましては事務局の説明通りでございますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

(質疑等なし)

会 長 意見等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の7番について藤井委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (議事参与以外 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、基盤法の7番を審議しますので、藤井委員さんに退席していただきます。藤井委員さん、ご退席をお願いします。
(藤井委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の7番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (基盤法 7 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の7番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の7番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、**藤井**委員さんに入室をしていただきます。
(**藤井委員 入室**)

会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(鈴木) (来月日時等説明)

農地法申請	8月 5日(木)	締め切り
定例会	8月20日(金)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。